

## 「地域還元施設等整備基本計画(案)」への意見を募集します

### 1 募集の趣旨

「地域還元施設等整備基本計画」とは、4市町（茨城県・石岡市・小美玉市・かすみがうら市、以下「構成市町」という）で構成される霞台厚生施設組合（以下「霞台」という）が整備を進めている新広域ごみ処理施設整備運営事業に伴い、地域住民の憩いの場として提供されてきた高齢者福祉センター白雲荘（平成28年度末廃止）の意志を継承する新たな地域住民への還元施設等の整備について平成30年度に策定された「地域還元施設等整備基本構想」を受け、整備内容をより具体的にします。

このたび、還元施設等整備に伴う「地域還元施設等整備基本計画(案)」を取りまとめましたので、広く住民の皆様からご意見をお聞きするため、意見募集を実施します。

### 2 募集期間

2月18日(火)～3月13日(金) ※郵送の場合は 3月13日 必着

### 3 公表資料

地域還元施設等整備基本計画(案)

### 4 資料の閲覧方法

#### (1) インターネット

霞台または構成市町のウェブサイト

#### (2) 窓口(計10か所)

- ・霞台 建設計画課
- ・茨城県 みどり環境課
- ・石岡市 本庁舎 生活環境課、八郷総合支所 総務課
- ・小美玉市 本庁舎 環境課、小川総合支所・玉里総合支所 玄関ロビー
- ・かすみがうら市 霞ヶ浦庁舎 生活環境課、千代田庁舎 政策経営課、中央出張所

### 5 提出方法

別紙の意見書(様式1)に必要事項を明記のうえ、次の方法で提出してください。

- 1 持参 構成市町の閲覧窓口または霞台
- 2 郵送 送付先 〒311-3433 小美玉市高崎1824-2  
霞台厚生施設組合 建設計画課 宛
- 3 FAX 送付先 FAX番号:0299-26-8660
- 4 電子メール E-mail:kd-kensetsu@outlook.jp  
※氏名(企業・団体の場合は名称)、住所及び電話番号は明記していただきますようお願いいたします。  
※電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

### 6 注意事項

- ・ご提出いただいたご意見については、氏名、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご了承ください。
- ・募集期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものについては、無効とします。
  - ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - ④ 公序良俗に反するもの
  - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- ・ご提出いただきましたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ・意見募集の結果は、霞台・構成市町のウェブサイト等においてご報告します。

#### 説明会を実施します

地域還元施設等整備基本計画(案)の概要について説明会を実施します。

- ▶日時 3月1日(日) 午後2時～
- ▶場所 小美玉市生涯学習センター「コスモス」2階 集会室(小美玉市高崎291-3)
- ▶申込方法 電話、FAX、メールのいずれかで、2月27日(木)までに事務局まで参加人数・代表者の氏名をご連絡ください。

【申込・問合せ先】霞台厚生施設組合 建設計画課

☎0299-56-7773 FAX:0299-26-8660 メール:kd-kensetsu@outlook.jp  
〒311-3433 小美玉市高崎1824-2

## 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様の御協力をお願いします。

### 保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。  
また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4か月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

### 清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上(全ぱっ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります。
- 町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

### 法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されるかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会に申込みをしてください。  
(☎029-291-4004)
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されています。  
また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

### 一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

### 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活排水はそのまま放流してしまいます。生活排水も併せて処理できる合併浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- 身近な環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換には、申請により補助金が交付されます。  
※令和2年度の募集については「広報いばらき4月1日号」及び町ホームページに掲載予定です。



【このお知らせに関する問合せ先】

茨城県県民生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966(直通)

【清掃業者・補助金に関する問合せ先】

茨城県町下水道課 ☎029-240-7128(直通)